第65回平塚市開発審査会 会議録

開催日時		平成24年9月20日(木) 午後2時45分から午後5時00分まで			
開催場所		八幡山の洋館 第1会議室			
出席者	委 員	柳沢会長、杉﨑委員、水越委員、津田委員、川島委員			
	審 査請求人	審查請求人○○○○、審查請求人補佐人○○○○、 審查請求人弁護士○○○○			
	処分庁	まちづくり政策部 ○○○○部長 開発指導課 ○○○○課長、○○○○主管、○○○○主査			
	事務局	まちづくり政策課小山田課長、武井課長代理、野口主査、板倉技師			
欠席者	委員	なし			
開催形態		□公開 ■一部公開 □非公開	傍聴者	無	
会 議 録署名委員		柳沢会長、川島委員			
会議内容		1 開会 事務局より委員全員出席のため本会は成立する旨を報告。			
		2 議事 (1) 議案1 都市計画法第50条第3項に基づく口頭審理 (会長) 議案1 都市計画法第50条第3項に基づく口頭審理に入ります。 平塚市開発審査会会長の柳沢です。よろしくお願いします。			

本日の口頭審理に際しまして、敬称を省略させて頂きますのでご了承ください。

ただいまから、平成24年6月26日付けで審査請求人 ○○○○ より提起されました 平塚市指令 (開)第○○号及び平塚市指令 (開)第○○号に係る開発許可に対する審査請求について、平塚市開発審査会による口頭審理を行います。この口頭審理は、都市計画法第50条第3項に基づき行うものです。

開催にあたりまして、初めに注意事項を何点か申し上げます。 ここにご出席の皆様は、私の指揮に従っていただきます。会議の 秩序維持のため秩序を乱した方に退場を命ずることがあります。 また、審査会は口頭審理の記録作成のため録音を行います。それ 以外の録音、並びに写真撮影はご遠慮ください。口頭審理の時間 は45分を予定しています。この時間内に進められるよう、発言 は簡潔明瞭にお願いします。本件に関係のない事柄について発言 が及ぶ時は、陳述を制限することがありますので、ご了承願いま す。

次に、本会の開催目的について説明申し上げます。

行政処分に対する不服申し立ては、行政不服審査法の定める手続きによって行われることになっています。行政不服審査の手続きは、原則、書面審理主義ですが、都市計画法にこれに対する特別規定があり、公開による口頭審理を行うことになっています。原則書面主義ということであり、これまで既に審査請求人から審査請求書及び反論書、また処分庁から弁明書が提出されています。これらの書面に基づき、当審査会は審理をします。しかし、書面では足りない部分について、直接審査会に対して補充していただき、関係人の主張の機会を保障して、公正な判断を図るといった趣旨でこの口頭審理を開催するものです。

それでは、まず、事務局から審査請求人及び処分庁の出席を確認してください。

(事務局)

それでは、出席の確認をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、お返事をお願いいたします。まず、審査請求人の方から確認させて頂きます。審査請求人 〇〇〇〇。

(審査請求人)

はい。

(事務局)

0000.

(審査請求人補佐人)

はい。

(事務局)

0000.

(審查請求人弁護士)

はい。

(事務局)

続きまして、処分庁の確認をさせて頂きます。処分庁は平塚市長 落合 克宏 ですが、その代理人が出席されています。平塚市まちづくり政策部長 ○○○○。

(処分庁)

はい。

(事務局)

開発指導課長 〇〇〇〇。

(処分庁)

はい。

(事務局)

開発指導課主管 ○○○○。

(処分庁)

はい。

(事務局)

開発指導課主査 〇〇〇〇。

(処分庁)

はい。

(事務局)

以上でございます。

(会長)

続いて、平塚市開発審査会委員及び事務局の紹介をしてください。 (事務局)

平塚市開発審査会委員の紹介をさせて頂きます。皆様方から向かって 左側から順番に紹介させて頂きます。

津田 良樹 委員。

杉﨑 茂 会長職務代理。

柳沢 厚 会長。

水越 久晴 委員。

川島 孝之 委員。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

申し遅れましたが、私は、まちづくり政策課長 小山田 良弘です。 まちづくり政策課課長代理 武井 敬です。

まちづくり政策課主査 野口 隆行です。

まちづくり政策課技師 板倉 浩です。以上でございます。

(会長)

これより、口頭審理を始めますが、その前に本日の進め方について説明申し上げます。

冒頭申しましたとおり、本日の陳述は、これまで提出いただいた書面の補充、補足となりますので、書面で既に主張してあることは、時間節約のため、ここでの発言は極力控えていただきたいと思います。もちろん、書面で主張し尽くせなかった部分について、ご説明いただくことは結構でございます。本日は、当審査会から、審査請求人、処分庁に対して尋ねる形で進めます。関係人がお互いに問いただすというような形で進めるものではないことをご了解ください。発言する際は、毎回、必ず氏名を名乗ってから発言するようお願いします。本件審査請求に対する当審査会の判断は、後日、裁決書という形で示します。よって、本日はもの見解や判断を求められてもお答えすることはありません。その点につきましてもご了解願いたいと思います。

それでは初めに、これまで提出された書面の字句などの補正が あればお伺いします。なお、提出書面における主張への「補足」 は、この次に伺いますので、まずは字句の訂正などがあればお聞 きしたいと思います。

審査請求人に伺います。審査請求人からは、審査請求書、反論 書が提出されております。これまでの提出書面のうち、字句など 補正する点はございますか。

(審査請求人)

ありません。

(会長)

次に処分庁に伺います。処分庁からは、これまで弁明書が提出 されております。提出書面のうち、字句など補正する点はござい ますか。

(処分庁〇〇〇〇課長)

ありません。

(会長)

続きまして、これまで提出された書面における主張への、補足 事項について伺います。審査請求人に伺います。先に提出されて いる審査請求書、あるいは反論書の記載事項について、補足した い事項がありましたら、ご発言ください。

(審査請求人)

特にありません。

(会長)

続いて、処分庁に伺います。先に提出されている弁明書の記載 事項について、補足したい事項がありましたら、ご発言ください。 (処分庁○○○○課長)

特にありません。

(会長)

如何でしょうか。他に補足事項ありますか。

(審査請求人補佐人)

今までの平塚市のご主張で、工事が終わったものについてはいまさらというお話がありますけれども、うちの方は本件のことについても、工事の最中、黙って名前が使われたという時点で役所には御相談に伺っているのです。ですから終わってから何を言ってもというお話ではなくてですね、その時は、施主さんも呼んでお話合いを持ちますからと、そのお話合いが終わらないうちは先には進めませんというお約束の上で私どもお待ちしていたのですけれど、それが、自然に名義変更になり、検査済みの発行がされたということが私ども、到底納得できません。

(会長)

他にありますか。

(審査請求人補佐人)

ありません。

(会長)

処分庁はありますか。

(処分庁〇〇〇〇課長)

ございません。

(会長)

双方からさらにご発言がありましたらお願いします。

(審査請求人)

よろしいでしょうか。

(会長)

どうぞ、ご発言ください。

(審査請求人)

工事期間中に相談に伺ったというのは、うちがそこの仕事に対しての 見積り書を書いた業者さんなんです。その業者さんがそのうちの申請書 類を悪用したという形で今回示談をとっているはずなんですよね。そう いう事なんです。

(会長)

それは事実関係についてのご発言ですか。

(審査請求人)

工事期間中に、検査が下りる前ですよね、工事をやってる状態の間に、 ○○○という会社がありまして、そこと示談をしているんです。

(会長)

誰と誰が示談したのですか。

(審査請求人)

当社と○○○○が示談をしているんです。

(会長)

どういう内容で示談をしたのでしょう。

(審査請求人)

いわゆる、許可申請に対してお宅の書類を悪用いたしましたと。それも公正証書にのこして書類で残してあります。だから工事が終わった後というのは、さっきの補足なんですけど、実際工事をやってる時に示談を進めたことも事実ですし、役所に相談に行って、私も実際その担当の方と話した時に、とにかく、相手のお施主さんと審査請求人〇〇〇〇と役所の方で皆さん集まって一度お話して、そっから初めて先に進めましょうかという話であったので、僕としては待っていたのですけれど。施主さんの方からいきなり内容証明が来たんですけど、遺憾だという内容証明がきたんですけどね。私は実際そこの社長にあったことも無いですし、そこの会社も知らなかったんで、代表者として許可申請に対して、書類に対してはんこうを押すのも私ですから、施主さんに対してそういう書類を出したという事は僕の中であり得ない事だったんで。

(会長)

処分庁はご発言がありますか。

(処分庁〇〇〇〇課長)

ございません。

(会長)

それでは、審査会から質疑をいたします。各委員で質問がありましたらお願いします。

(委員)

審査請求人の方にお伺いすることが2点あります。まず、工事施工能力に関する申告書と言う書類を見て頂きたいのですが、工事施工者という欄に審査請求人〇〇〇〇というゴム印が押してありますね。それは審査請求人〇〇〇〇のゴム印でしょうか。

(審查請求人)

間違いないです。

(委員)

その右側に代表者印が押してありますね。それは間違いないですか。 (審査請求人)

間違いありません。

(委員)

審査請求申立書によりますと、氏名が冒用されたと記載があるのですが、氏名の冒用とは具体的にどの様な行為を指されているのか説明頂きたい。

(審査請求補佐人)

この件については、〇〇〇〇のほうから自分のところの協力会社、つまり下請会社に登録するために書類が必要だということで書類を出してくれとうちの人間に話がきた。要は、業者登録として必要だとしてこの書類を取られた。

(委員)

このゴム印と代表者印は勝手に押されたものではなくて、審査請求人○○○○の会社のほうで承知して押されたものとしても良いですか。

(審查請求人補佐人)

承知してではなく、私も関知していないし、社長も関知していません。 (委員)

誰が押されたものなのでしょう。

(審査請求人補佐人)

現場担当です。開発の重要な書類と、本人理解していないですね。そういう説明のまま書類を出した。

(審査請求人)

○○○○にこれを提出した訳ではないです。○○○○の監督さんに○ ○○○という方がいて、その人に渡した書類です。うちの現場監督が。 (委員)

この書類は誰から何のためにゴム印と代表者印を押してくれと言われて提出したのか。

(審查請求人)

○○○○○○○○○○という人間ですけど、そこの社長に問いかけたら、うちの人間ではありませんというお話がありました。そこの業者間の中身に関しては、実際うちも契約とかしている訳ではないので、まったくその流れはわからない。その○○○○という人は常に現場にいたらしいのですけど、あくまでも僕の聞いている話ではブローカーみたいなことをやっている人だと聞いている。

(委員)

登場人物が初めて聞く人などがでて、私達は理解しにくいのですが、 審査請求人弁護士〇〇〇〇先生、この冒用という事実を具体的にまとめ て頂けないでしょうか。

(審査請求人弁護士)

冒用というのは要するに、○○○○が申し立てた開発許可処分に関連して工事施工者の能力に関する申告書にゴム印が押して承諾した訳ではないので、全く違う目的で押してくれということで審査請求人○○○○の社員が偽申されて押したという主旨。

(委員)

先程の○○○○の正式名称を。

(審査請求人補佐人)

0000

(委員)

○○○○はどういう字ですか。

(審査請求人補佐人)

○○○○という字です。

(委員)

審査請求人○○○○の社員の誰が、このゴム印と代表者印を押したと思われるということですか。

(審査請求人)

印鑑は私と事務員の自分の女房しか持っていないのです。それで、現場監督が、いわゆる、書類をくださいと言ったときに、たぶん妻がはんこうを押しているのでしょうね、はんこうは。ただ、工事をやるにおいて、たとえば作業員名簿だとか、たとえば健康診断とか、たとえばいろんな書類を提出する場面で押す機会があるので、たぶんうちの女房は中身をわからないで押したというのは事実あるのだと思うんですよね。(委員)

審査請求人〇〇〇〇の会社では奥さんが代表者印を押す時に、社長の 〇〇〇〇にこういう書類にはんこうを押して良いか、相談なり、そうい うシステムになっていないのですか。奥さんの判断で押して良いことに なっているのですか。

(審査請求人)

考え方じゃないですかね。重要書類だと、本人が、意識があったかないかと思うんですよね。ゼネコンさんなんかとお付き合いしていると、いろんな安全書類だとか、いろんな書類がありますから、そういうのを事務的に作業してもらっていたのは妻なんですけど、そういう作業の一連のなかで内容がわからなくて押してしまったっていうのも確かにあると思います。

(委員)

別の事をお尋ねします。申立書によりますと、実際に工事を施工したのは、必要な能力が備わっていない業者によってなされたというふうに書かれているのですが、実際に工事を施工したとはなんという会社を指しているのでしょうか。

(審查請求人)

実際、うちの名前が使われているとわかった時に、現場に行った時に、 昔うちも下請けに使った事があるのですけど、株式会社でなく、普通の 個人、〇〇〇〇という〇〇〇〇という人。

(委員)

フルネームはわかりますか。

(審査請求人)

○○○○、すみません、わかりません。

(委員)

字は00000000ですか。

(審査請求人)

そうです。○○○○が、工事をやったものだから、そこでそういう認識をします。

(委員)

必要な能力が備わっていないという事はどの様な点をさして能力がないといわれているのでしょう。

(審査請求人補佐人)

建築業の許可の流れですね。500万円以上の仕事はですね、許可業者でないと仕事ができないということになっている。要は、500万円以上の仕事を許可を持っていない人間にやらせたという、形的には名義

貸しの仕事、工事です。なおかつ、形的には、うちになっていますけど、うちは関知しないなかで名義貸しが行われたという事です。

(委員)

今言われたことをまとめると、○○○○という方は、建設業の許可を 取っていないといわれているのですか。

(審査請求人補佐人)

そうです。それと○○○○単独ではなく、私の知る限りでは4社、4 グループが分け合って仕事をしていたということまでは聞いています。 (委員)

他の3者も把握されているのですか。

(審査請求人補佐人)

名前まではちょっと把握していないです。

(委員)

申立書で指しているのは○○○○を指しているということですか。

(審査請求人)

そうです。現場でうちの担当が聞いてきた話では、「4社でやっているんだよ、許可がないから」という事を現地で聞いてきたということでした。

(委員)

私からの質問は以上です。

(会長)

ほかの委員で御質問はありますか。

(委員)

本筋ではないのですが、今回は行政処分に対する不服という形で審査 請求がなされていますが、今お話を伺っていますと、民法上のお話の問 題がむしろメインかなと思われますが、そちらの点については何かお考 えですか。そちらについては特に準備はしていませんか。

(審査請求人)

まずは審査請求人弁護士〇〇〇〇とお話して。今日もどういう進行で、どういう風に物事が進んでいくかというのも、来て初めてやっているという感じですから。何も準備、何もしてこないでお話させてもらっているのも事実なんですよね。

(委員)

処分庁に一点確認させて頂きたいのですが、工事施工者の変更申請があって、それに対して許可をしていますね。変更許可処分第88号、2番目の処分ですね、その審査にあたって変更届けの会社が現実に施工者であることはどんな材料で確認するのでしょうか。確認されたのでしょうか。。

(処分庁○○○○主査)

申請者の申告と写真にも〇〇〇〇という形で名前が入っていましたのでその名前を信じました。申請主義ですので特に現場を見たりとか、そういったことははしていません。

(会長)

他にはありませんか。

それでは委員からの質問は終了しました。

これで口頭審理を終了します。

(2) 審査請求について(口頭審理後審議)

審査請求人及び処分庁退室後、裁決内容ついて審議。裁決書(案)の決定。引続き審査請求の事務手続きを進める旨決定。

3その他

次回開発審査会日程等 平成24年10月25日 (木) 15時30分から

平塚市役所 東附属庁舎 2階 B会議室

4 閉会

以 上

上記会議の顛末について記載し、ここに署名押印する。

平塚市開発審査会会長	
	印
上記会議の顛末について相違ないことを証し、ここに署名押印する	0
会議録署名委員	
	印